第　　　　　　号

窓空宛名

様式例第８号

　年　月　日

市町村長　印

支給決定取消通知書

**固定文言１**

　　児童福祉法第２１条の５の９第１項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証  番　　　　号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 給付決定保護者氏名 |  |
| 支給決定取消日 | |  | | | | | | | | | | 給付決定に係る  児童氏名 |  |
| 取消理由 |  | | | | | | | | | | | | |

**固定文言２＋編集１**

受給者証を返還先市町村名　返還先名称に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先　　返還先市町村名　返還先名称　返還先住所　返還先電話番号

返還期限　返還期限日

**自由記載１**

不服申立て及び取消訴訟

**不服申立て及び取消訴訟**

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に　都道府県名　知事に対し審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に　市町村名１　を被告として（訴訟において　市町村名２　を代表する者は　市町村長　となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （お問合せ先） | | |
| ●●市福祉部障害福祉課 | | |
| 住　所 | 123-4567　●●市●●１－２－３ |
| 電話番号  メール | 987-6543-2111　FAX番号　123-456-7890  [xxxxxxxxxx@yyy.zzz.aaa](mailto:xxxxxxxxxx@yyy.zzz.aaa) |